

不登校児童生徒の民間施設に係るガイドライン

不登校児童生徒の中には、民間施設において相談・指導を受け、学校復帰に向けて懸命に努力を続けている子ども達もいる。

こうした不登校児童生徒の努力を支援するために、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合、民間施設において相談・指導を受けた日数を学校において「出席扱い」とすることが必要である。

今回京都府教育委員会において策定したガイドラインは、学校や市町村(組合)教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、民間施設に通所する不登校児童生徒の「出席扱い」について判断するため、下記のとおり一定の要件を示したものであり、個々の民間施設についてその適否を評価するという趣旨のものではない。

したがって、学校や教育委員会においては、民間施設に通所する不登校児童生徒の「出席扱い」について判断する際に、このガイドラインを参考としながら、地域の実態等を考慮し、各民間施設における活動を十分把握して、総合的に判断することが求められる。

記

児童生徒が、次に掲げる要件を満たす民間施設において相談・指導を受けた日数を、学校において「出席扱い」とすることができることとする。

1 実施主体等

- (1) 実施主体は、法人・個人を問わない。
- (2) 実施者(代表者)は、不登校児童生徒に対する相談・指導に関し、深い理解と知識又は経験を有すること。
- (3) 実施者(代表者)名、設立の趣旨、設置場所、連絡先等が明示され、学校や保護者等に情報提供が行われていること。
- (4) 著しく営利本位でなく、入会金、授業料(月額・年額等)、入寮費(月額・年額等)等が明示され、学校や保護者等に情報提供が行われていること。
- (5) 不登校児童生徒の学校復帰を目指す取組を進めながら、社会的な自立に向けた支援を行っていること。

2 相談・指導の在り方について

- (1) 不登校児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談・指導が行われていること。
また、体罰等の不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。
- (2) 不登校には情緒的混乱、無気力、遊び・非行等さまざまな態様があることから、受け入れに当たっては児童生徒や保護者との面接を行うとともに、必要に応じて学校と連携するなどして、当該児童生徒の状況の把握が適切に行われていること。
- (3) 不登校児童生徒の状況に応じたきめ細かな指導体制が整備されているとともに、相談・指導の計画やその方法が明示されていること。
また、受け入れができない不登校児童生徒の態様について明示されていることが望ましい。
- (4) 不登校児童生徒の学習支援や進路の状況等について、学校や保護者等に情報

提供が行われていること。

(5) 年間の主な事業計画（行事予定等）が明示され、学校や保護者等に情報提供が行われていること。

(6) 施設内での活動はもとより、宿泊を伴う活動など施設外での活動を行う場合には、児童生徒の安全面・健康面での配慮が十分なされていること。

また、災害・防犯に関する訓練を実施するなど、入所児童生徒の安全確保に努めることが望まれる。

3 相談・指導スタッフについて

(1) 相談・指導スタッフ（以下「指導員等」という。）は、相談・指導に必要な知識、経験及び技能を有し、不登校児童生徒の指導に熱意を有していること。

(2) 少なくとも1名は常勤の指導員等が配置されていることが望ましい。

(3) 実施者（代表者）は、不登校児童生徒への相談・指導に関する指導員等の資質向上に努めることが望まれる。

(4) 専門的なカウンセリングなどを行う場合は、臨床心理士等の有資格者や心理学・精神医学など、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導員等が相談・指導に当たっていること。臨床心理士等の有資格者がいない場合は、大学・医療機関等との連携が図られていることが望ましい。

(5) 宿泊による指導を行う施設にあっては、生活の指導に当たる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を備えた指導員等が配置されていること。

4 施設・設備について

(1) 学習や相談・指導の活動を行うに適した施設・設備が整備されていること。

(2) 施設・設備は、保健衛生上・安全上・管理上適切なものであること。

特に、宿泊による指導を行う施設にあっては、宿舎をはじめ不登校児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設・設備が整備されていること。

5 学校・教育委員会と民間施設との関係について

(1) 不登校児童生徒のプライバシーに配慮の上、次に掲げる事項について施設から学校に情報提供が行われていること。

- ・ 施設に入所したことや施設を退所したこと。
- ・ 出席状況や学習その他の活動の状況
- ・ 相談・指導経過
- ・ その他必要な事項

(2) 学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、十分な連携・協力の関係が保たれていること。

6 家庭との関係について

(1) 施設での相談・指導経過が定期的に保護者に連絡されているなど、家庭との間に十分な連携・協力の関係が保たれていること。

(2) 宿泊による指導を行う施設にあっては、たとえ当該施設の指導方針がどのようなものであっても、保護者の求めがあれば、面会や退所の自由が確保されていること。